

川崎市公告第771号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定による変更認可の告示を受けたので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

令和7年4月7日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画事業の種類及び名称

川崎都市計画都市高速鉄道事業 京浜急行大師線

2 施行者の名称

川崎市

3 事務所の所在

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

川崎市川崎区鈴木町、大師駅前1丁目、大師駅前2丁目、大師本町、東門前1丁目、東門前3丁目、大師河原2丁目、江川1丁目、中瀬2丁目、中瀬3丁目、田町1丁目及び田町2丁目地内

(2) 使用の部分

川崎市川崎区東門前3丁目地内